建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律　届出等の提出にかかる図書及び部数　　別紙１

300㎡以上の建築物（住宅）の新築・増築をするときは、工事に着手する日の21日前（民間審査機関が評価した結果（以下、「評価書」という。）を添付する場合は工事着手の３日前）までに、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を届出てください。

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 評価書を添付する場合 |
| 届出書、変更届出書（別記様式第22、23号） | ○ |
| 付近見取図 | ○ |
| 配置図 | ○ |
| 仕様書(仕上げ表を含む。) |  |
| 各階平面図 | ○ |
| 床面積求積図 | ○ |
| 用途別床面積表 | ○ |
| 立面図 | ○ |
| 断面図又は矩計図 | ○ |
| 各部詳細図 |  |
| 各種計算書 |  |
| 機器表（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備） |  |
| 仕様書（昇降機） |  |
| 系統図（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備） |  |
| 各階平面図（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備） |  |
| 制御図（空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、その他設備） |  |

※変更計画書の提出にあたっては、添付図書は変更に係るもののみを要します。

評価書を添付する場合は〇印の図書のみを要します。

（２）提出部数

　　正本：１部、副本：１部

（３）評価書について

評価書には、以下の書類が該当します。

①住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定）

・日本住宅性能表示基準別表１又は別表２の断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合しているもの。

・法律の施行の際現に存する建築物については、別表１又は別表２の一次エネルギー消費量等級３、等級４又は等級５に適合しているもの。

※添付図書は登録住宅性能評価機関の確認印等があるものの写しに限ります。

　②BELS評価書の写し

・建築物全体を評価しているものであって、一次エネ消費量基準に適合しているもの。

また住宅にあっては、これに加え、外皮基準に適合しているもの。